

これからの町村行政と 新たな圏域行政に関する特別決議

全国の町村は、住民に最も身近な自治体として、地方自治の本旨である団体自治・住民自治のもと、住民と行政が総力を結集して地域課題の解決、現場からの地方創生の実現に向けて今まさに懸命に努力を傾注している。

そして、我々町村は、それぞれの地域経営や行政運営のみならず、我が国の文化・伝統の継承、食料やエネルギーの供給、水源かん養、国土の保全、都市と農山漁村の交流促進など、国民生活にとって欠くことのできない重要な役割を担い続けている。

今後も、全国の町村長は、これからの時代への強い危機感とともに新たな希望に向けて、地域資源を活かし、地域の個性を磨き、「小さくとも多様な町村の価値」を向上発展させるため、全力で挑戦し続ける決意である。

このような中、国においては、新たな圏域行政の法制化とスタンダード化などを盛り込んだ「自治体戦略 2040 構想」を公表し、この問題認識を受けスタートした「第 32 次地方制度調査会」では、現在、後半の審議が鋭意行われているが、今後の審議の行方によっては、団体自治・住民自治に基づく町村の存立基盤をゆるがしかねない恐れがある。

特に、新たな圏域行政の推進は、連携やネットワーク化の名のもと、都市部を中心とした行政の集約化・効率化につながることで強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる。これは、「平成の大合併」の荒波の中で、苦渋の決断を迫られた我々町村及び旧町村の教訓でもある。

広域行政は、既に一部事務組合や広域連合、事務委託や定住自立圏等多くの選択肢があるにもかかわらず、我々が納得できる十分な検証が行われないうまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、屋上屋を重ねるだけでなく、町村の自治権を大きく損なうものである。

我々全国の町村は、このような圏域行政の推進に断固反対する。

令和元年 11 月 27 日

全国町村長大会